

県税の概要

区分	税目	概要	
普通税	直接税	県民税	個人や法人の所得に対してかかる税です。
		事業税	個人や法人の事業所得等に対してかかる税です。
		不動産取得税	土地や建物等の不動産を取得したときにかかる税です。
		自動車税(環境性能割)	自動車を取得したときにかかる税です。
		自動車税(種別割)	自動車の種類と排気量に応じて所有者にかかる税です。
		鉦区税	鉦区の面積に応じて鉦業者にかかる税です。
	間接税	固定資産税	一定額を超える大規模償却資産にかかる税です。
		地方消費税	消費税(国税)と同様に物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税で、消費税とあわせて課税されます。
		県たばこ税	小売業者に売り渡されるたばこにかかる税です。
		ゴルフ場利用税	ゴルフ場を利用する人にかかる税です。
目的税	直接税	軽油引取税	元売業者等から軽油を引き取った人にかかる税です。
		狩猟税	狩猟者の登録を受ける人にかかる税です。

※千葉県「県税の種類」

[<https://www.pref.chiba.lg.jp/zeimu/aramashi/shurui/index.html>] (最終検索日：令和7年3月6日)

県税についての問い合わせ先 佐倉県税事務所 TEL043-483-1115
〒285-8503 佐倉市鎚木仲田町 8-1

直接税：所得税や法人税等のように、負担する人と納める人が同じ税金をいいます。

間接税：消費税や酒税等のように、負担する人と納める人が異なる税金をいいます。